

令和 7 (2025) 年度

科学研究費助成事業

科研費

募集要領

特別研究員奨励費

【 外国人特別研究員 】

令和 7 (2025) 年 1 月

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本募集要領は、令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の募集内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 募集の内容
- II 応募する方へ
- III 研究機関の方へ
- IV 関連する留意事項等

により構成されています。

このうち、「[I 募集の内容](#)」においては、募集する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等を記載しています。

また、「[II 応募する方へ](#)」及び「[III 研究機関の方へ](#)」においては、それぞれ対象となる方に関する「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

募集は、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、令和7(2025)年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、令和7(2025)年度募集における、主な変更点は次頁のとおりです。

重要説明事項

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
なお、研究計画調書の作成に当たって、生成AIを利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- ・ 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

<令和7（2025）年度募集における主な変更点等>

（１）応募区分の見直しに伴う申請書の記入方法の変更

特別研究員奨励費の応募区分の見直しを行うとともに、研究計画調書における研究計画の記入方法の変更を行っております。申請者は、自らが選択する特別研究員奨励費（外国人特別研究員）の応募区分（A区分又はB区分）に応じて、研究計画を記入してください。

なお、応募に当たり、A区分とB区分のどちらの区分を選択しても、特別研究員奨励費の審査に影響はありませんので、研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

<変更後の研究計画調書の記入方法>

	「A区分」 を希望する者	「B区分」 を希望する者
「研究計画」欄 ・外国人特別研究員としての研究のベースとなる研究計画 (※全申請者必須)	記入必要	記入必要
「B区分の応募を行う場合、A区分の研究計画との相違点」欄 ・研究計画上、応募総額がA区分の応募総額を超える必要がある場合のみ、 <u>A区分の研究計画との相違点（追加的に行う研究内容）</u> を簡潔に記入 (※希望者のみ)	記入不要	記入必要

（２）研究インテグリティについて

「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和7（2025）年度公募からは、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を科研費電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。

特に、研究代表者（受入研究者）が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。なお、研究分担者（外国人特別研究員）については、令和7（2025）年度募集においても引き続き、「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）の応募等に係る確認書」によって誓約を求めます。

（３）安全保障貿易管理の体制整備について

科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の輸出（提供）を予定してい

る場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めています。

令和 7 (2025) 年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は、研究機関の管理体制の有無について確認を行います。

提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ず e-Rad へ登録してください。

(4) 研究データマネジメントについて

令和 6 (2024) 年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン (DMP) の作成を求めます。DMP の作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。

目 次

はじめに	1
＜令和 7（2025）年度募集における主な変更点等＞	2
I 募集の内容	6
1 趣旨	6
2 対象	6
3 応募総額	6
4 研究期間	6
5 応募資格等	6
6 応募できる研究課題	7
7 複数年度に応募について	8
8 経費	8
9 応募研究課題・研究計画について	9
10 「令和 7（2025）年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員） の応募等に係る確認書」の提出について	9
11 重複応募の取扱い（重複応募の制限）	9
12 科研費の適正な使用等	9
13 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等	10
14 科研費により得た研究成果の発信等について	13
15 研究者が遵守すべき行動規範について	16
16 審査等	17
II 応募する方へ	18
1 研究計画調書の作成	18
2 作成に当たっての留意事項	18
3 個人情報の取扱い	18
4 研究計画調書提出後のスケジュール（予定）	19
5 研究倫理教育の受講等について	19
6 研究者情報の researchmap への登録について	20
III 研究機関の方へ	21
1 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	21
2 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと	23
3 応募書類（研究計画調書）の提出等	23
4 その他	24
IV 関連する留意事項等	25
（参考 1） 科学研究費補助金取扱規程	31
（参考 2） 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金） 取扱要領	41
（参考 3） 研究者使用ルール（令和 6（2024）年度交付条件）	50

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和7（2025）年度科学研究費助成事業募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】（応募書類の様式・入力要領）」』を御覧ください。

※ 募集要領、研究計画調書（出力イメージ）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/download.html

I 募集の内容

1. 趣 旨

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）のうち、特別研究員奨励費（外国人特別研究員）は、日本学術振興会外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）として採用された博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対して、我が国の大学等において、日本側受入研究者（以下「受入研究者」という。）の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供することにより、個々の外国人特別研究員の研究の進展を援助するとともに、我が国及び諸外国における学術の進展に資するため、受入研究者に対して研究費を助成するものです。

2. 対 象

科研費の応募資格を有する受入研究者が外国人特別研究員と共同して行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

3. 応募総額

応募区分及び採用期間により次の4種類に区分

応募区分	応募総額	
	採用期間 24 か月	採用期間 12 か月以上 24 か月未満
A 区分	240 万円以下	120 万円以下
B 区分 （研究計画上、応募総額が A 区分を超える必要がある場合。採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限り B 区分として配分額が決定されます。※4）	240 万円超 300 万円以下	120 万円超 150 万円以下

※1 採用期間延長申請により採用期間が 24 か月となった外国人特別研究員の受入研究者については、応募区分及び残りの採用期間に応じた応募総額以下で「新規の研究計画」として応募してください。

※2 **応募額は研究期間の各年度 10 万円以上とします。また、配分は 10 万円単位で行う予定です。**

※3 応募初年度においては、年度内の採用期間が 4 か月以下の場合、応募することはできません。詳細は「[I 募集の内容](#)」「[7 複数年度の応募について](#)」を参照してください。

※4 B 区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A 区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A 区分として評価されることもあります。また、応募に当たり A 区分と B 区分のどちらの区分を選択しても、特別研究員奨励費の審査に影響はありませんので、研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

4. 研究期間

外国人特別研究員の採用期間内とします。

ただし、令和 7（2025）年度新規応募の研究課題については、**応募初年度の採用期間が 4 か月以下は除きます。**

5. 応募資格等

（1）応募資格

本募集要領により応募することができる者は、応募時期ごとに設定する採用期間開始時期までに、外国人特別研究員（欧米短期を除く。）として採用された、又は採用される予定であって、**応募初年度に 4 か月を超える採用期間を持つ外国人特別研究員の受入研究者**です（注1）。

なお、採用期間開始時期に変更等がある場合は、日本学術振興会国際事業部人物交流課（[「V](#)

問合せ先等」)に連絡の上、所定の手続を行ってください(注2)。

(注1) 採用期間開始日(外国人特別研究員が日本に到着する日。外国人特別研究員が既に日本に滞在している場合は、日本学術振興会に届け出た採用期間開始日。)が含まれる「採用期間開始時期」に対応した応募時期に応募してください。

また、採用期間延長申請が認められた者で、令和7(2025)年度以降の特別研究員奨励費(外国人特別研究員)の内約額がない外国人特別研究員の受入研究者を含みます。この場合、採用期間の延長が認められた日から最も近い応募時期に応募してください。

(注2) 各応募時期に研究計画調書を提出(送信)後、外国人特別研究員の採用期間開始日を変更したことにより「採用期間開始時期」の期間中に採用されなくなった場合、変更後の採用期間開始日が令和7(2025)年11月30日以前であれば、**交付内定後に交付申請の留保の手続きを行ってください**。これにより、変更後の採用期間開始日から特別研究員奨励費の研究を開始することができます。交付申請の留保の手続きについては、内定時の通知を参照してください。

なお、変更後の採用期間開始日が令和7(2025)年12月1日以降の場合、応募初年度の採用期間が4か月以下となり、応募資格を満たさなくなるため、研究計画調書の提出(送信)があっても交付決定を行いません。交付申請を辞退した上で、令和8(2026)年度以降の特別研究員奨励費に応募していただくことになります。

応募時期	採用期間 開始時期	研究計画調書提出 (送信)期間(※)	審査結果通知 交付内定 (予定)	交付申請 締切(予定)	交付決定 (予定)
第1回	4月1日～ 4月30日	1月22日(水)～ 2月19日(水)	4月下旬	5月中旬	6月下旬
第2回	5月1日～ 7月31日	5月7日(水)～ 6月3日(火)	7月中旬	8月上旬	9月上旬
第3回	8月1日～ 9月30日	7月30日(水)～ 8月26日(火)	10月上旬	10月中旬	11月上旬
第4回	10月1日～ 11月30日	9月8日(月)～ 10月7日(火)	11月中旬	12月上旬	12月下旬

※日付等については、全て令和7(2025)年。

※提出(送信)期間内に所属研究機関から日本学術振興会に提出(送信)する必要がありますので、研究代表者は所属研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に研究計画調書を提出(送信)してください。

(2) 研究組織

特別研究員奨励費(外国人特別研究員)で実施する研究計画は、外国人特別研究員の受入研究者が研究代表者となり、外国人特別研究員が研究分担者となって行うものとします。研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者にあたります。

① 研究代表者(受入研究者)

研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、科研費では研究代表者の交替を原則として認めていませんが、特別研究員奨励費(外国人特別研究員)においては、例外として受入研究者の変更による場合は認めています。

② 研究分担者(外国人特別研究員)

研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担に応じた研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいいます。

特別研究員奨励費については、研究分担者への分担金の配分はできません。

6. 応募できる研究課題

- ① 令和7(2025)年度外国人特別研究員に採用内定された外国人特別研究員とその受入研究者が共同して行う研究課題
- ② 令和6(2024)年度から引き続き令和7(2025)年度に外国人特別研究員としての採用期間がある者とその受入研究者のうち、令和7(2025)年度の特別研究員奨励費の交付が予定されていない者が行う研究課題
- ③ 令和6(2024)年度以前に研究を開始し、令和6(2024)年度中又は令和7(2025)年度中に採用期間延長が認められ、採用期間が合計24か月となった外国人特別研究員とその受入研究者

が共同して行う研究課題で、令和 7（2025）年度の内約を受けていない研究課題
 注）令和 7（2025）年度に特別研究員奨励費の交付を受けている場合は、当該年度の研究経費の増額はできません。令和 8（2026）年度まで採用期間延長が認められた場合で、令和 7（2025）年度の内約を受けていない場合は、令和 8（2026）年 1 月に募集予定の令和 8（2026）年度第 1 回の募集において新規で応募してください。

※ ②③により応募する場合も、「新規の研究計画」として応募することになりますので、令和 7（2025）年度（応募初年度）に 4 か月を超える外国人特別研究員の採用期間が必要になります。

7. 複数年度の応募について

応募初年度において年度内に 4 か月を超えて採用期間があれば、応募総額を複数年度に分けて応募することができます。

（例 1）採用期間が 2025 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日の場合（採用期間 24 か月）

	2025. 10. 1	2026. 4. 1	9. 30	2027. 4. 1	9. 30
採用期間	1 年目			2 年目	
科研費の応募が可能な期間	2025 年度 (6 か月)	2026 年度 (12 か月)			2027 年度 (6 か月)

（例 2）採用期間が 2025 年 6 月 1 日～2027 年 5 月 31 日の場合（採用期間 24 か月）

	2025. 6. 1	2026. 4. 1	5. 31	2027. 4. 1	5. 31
採用期間	1 年目			2 年目	
科研費の応募が可能な期間	2025 年度 (10 か月)	2026 年度 (12 か月)			2027 年度 (2 か月)

8. 経 費

（1）対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）

具体的な内容については、[研究者使用ルール（交付条件）2-2](#)を参考にしてください。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が 90%を超える研究計画の場合及びその他（消耗品費、その他）の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

この経費は、個々の外国人特別研究員の研究の進展を援助する趣旨を踏まえ、研究代表者である受入研究者と研究分担者である外国人特別研究員がその用途について十分意見交換を行った上で、外国人特別研究員本人が研究を遂行する上で必要な経費とし、外国人特別研究員本人の研究に必要なものに使用するものであることに留意してください。

（2）対象とならない経費

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 外国人特別研究員（研究分担者）の海外・国内出張に係る日当
- ④ 研究代表者及び研究分担者の人件費・謝金

（3）科研費の使用に当たっての留意点

特別研究員奨励費は、科研費（基金分）として交付されるため、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱い、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の経

ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、採用の中断等により最終年度翌年度も外国人特別研究員としての採用期間が残っている者に限り、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究機関への就職時の「特別研究員奨励費」の継続使用について

就職により外国人特別研究員を辞退し身分を喪失する場合であっても、外国人特別研究員が引き続き科研費の応募資格(※)を有する場合には、当初の補助事業期間において、特別研究員奨励費の継続使用を認めます。

※科研費の応募資格とは、「令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S))」、「令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(基盤研究(A・B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)」及び「令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(研究活動スタート支援)」(予定)に定める応募資格を有する研究者となる場合、を指します。

9. 応募研究課題・研究計画について

応募研究課題は、「外国人特別研究員申請書」又は「推薦内容確認書」(海外推薦機関からの推薦による採用の場合)記載の研究課題(和文)と同一とします。

研究計画については、「外国人特別研究員申請書」記載の研究計画に従い、研究経費の使途が明確であり、積算が合理的な研究計画としてください。

また、所定の研究期間内に終了し、成果の取りまとめが行えるような具体的な年次計画を立ててください。

10. 「令和7(2025)年度科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)(外国人特別研究員)の応募等に係る確認書」の提出について

研究代表者は、研究分担者である外国人特別研究員に本事業の趣旨・制度についてあらかじめ理解させた上、両者の協議に基づいて研究計画を立て、「令和7(2025)年度科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)(外国人特別研究員)の応募等に係る確認書(以下「応募等に係る確認書」という。)」を外国人特別研究員から徴し、所属研究機関に提出してください。

「応募等に係る確認書」は所属研究機関において確認の上、保管してください。

11. 重複応募の取扱い(重複応募の制限)

外国人特別研究員は、科研費の他の研究種目に応募・受給することはできません。

研究代表者(受入研究者)については、重複応募の制限はありません。

12. 科研費の適正な使用等

(1) 科研費に関するルール

科研費(基金分)は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」(準用)、「学術研究助成基金の運用基本方針(文部科学大臣決定)」、「[独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業\(学術研究助成基金助成金\)取扱要領\(平成23年規程第19号\)](#)」、「[研究者使用ルール\(交付条件\)](#)」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール(交付条件)に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関(特別研究員奨励費においては受入研究機関)が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等(機関使用ルール)を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、

応募してください。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

13. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

② 研究計画調書等の作成に当たり、事実と異なる記載をした場合、また、研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に受入研究者の所属研究機関に共有する旨の誓約を求めます。受入研究者については e-Rad 上の登録情報によって誓約状況を確認することとし、外国人特別研究員については「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）(外国人特別研究員)の応募等に係る確認書」上で誓約を求めます。なお、誓約に反して適切に所属研究機関との共有が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

③ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等」については、令和7（2025）年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和6（2024）年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/>

【交付しない期間の扱いについて】

不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

不正行為

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）

取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

14. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

（1）科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示

してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12KF3456.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12KF3456 の助成を受けたものです。

（２）公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s) organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

（３）科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

論文のオープンアクセスとオープン研究データを含め、研究成果の共有・公開を進め、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの取組が加速しています。

政府方針に沿って、日本学術振興会では論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定め、科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしていますので、論文のオープンアクセス化の推進に協力をお願いします。

また、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定）の実施にあたっての具体的方策」（令和 6 年 2 月 21 日関係府省申合せ）が策定され、令和 7 年度に新たに公募を行う科研費から、学術論文及び根拠データの学術雑誌掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することが求められています。具体的な対応等は、今後お知らせする予定です。

○独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針（平成 29 年 3 月 9 日 理事長裁定）

URL：https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/data/0open_access.pdf

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和 6 年 10 月 8 日改正）

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

オープンアクセス化について

「オープンアクセス化」とは

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

オープンアクセス化の方法について

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※１）後（例えば 6 か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※２）又は研究者が開設する Web 等に最終原稿を公開（セルフアー

	カイク) (※3) することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
②	研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
③	論文の著者が掲載料 (APC : Article Processing Charge) を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法
	※1 「エンバーゴ」 : 学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム (リポジトリ) などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。 ※2 「機関リポジトリ」 : 大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。 ※3 「セルフアーカイブ」 : 学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外 (研究者や所属研究機関) が、Web (一般的には、機関リポジトリ) に登録すること。

(4) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和5年10月23日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータ (※1) を付与してください。

なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

(参考) メタデータの付与について

日本学術振興会で定めたメタデータとは、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)により定められた共通的なメタデータ項目に加え、日本学術振興会が、各事業の目的、対象等を踏まえて検討し追加で設定したメタデータ項目を指します。

メタデータは研究データ基盤システム (※2) (の公開基盤) にて登録することが可能であり、登録された (研究データのうち公開設定がなされた) メタデータは同システムの検索基盤 (CiNii Research) から検索することが出来るようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のあるその他のプラットフォーム (代表的な機関リポジトリである JAIRO Cloud (※3) 以外の機関リポジトリ、JaLC (※4) を経由して DOI を取得しているデータベース、CiNii Research (※5) と連携している分野別データベース等) にメタデータを登録することも可能です。

詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

(参考) 用語補足

(※1) メタデータ・・・公開するデータ自体がどのようなデータであるかを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

(※2) 研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤 (GakuNin RDM)、研究データを公開するための公開基盤 (JAIRO Cloud)、メタデータを検索するための検索基盤から構成される。

(※3) JAIRO Cloud (ジャイロクラウド)・・・オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) と、国立情報学研究所 (NII) との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス (JPCOAR 会員向けサービス)。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用は JPCOAR、開発は NII※6 が担っている。

(※4)JalC (ジャパンリンクセンター)・・・電子化された論文等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号 (Digital Object Identifier, DOI) を付与する権限を持つ機関。JST(科学技術振興機構)、NIMS(物質・材料研究機構)、NII(国立情報学研究所)、NDL(国立国会図書館)が共同で運営している。

(※5)CiNii Research (サイニイ リサーチ)・・・誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス。NII が開発・運用している。

(※6)NII・・・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において日本学術振興会へ報告いただき、科学研究費助成事業データベース (K A K E N) で研究成果として公開することを予定しています。その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画 (令和3年3月26日閣議決定) P.58-61

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol.pdf>

○「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針」

URL: https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

15. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」(うち、I. 科学者の責務)や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(特に、Section I 責任ある研究活動とは)の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します([「II 応募する方へ」](#)[「5 研究倫理教育の受講等について」](#))。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」-抜粋-】

(平成25(2013)年1月25日)

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL : <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL : <https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>

16. 審査等

(1) 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類(研究計画調書)に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・ 応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・ 審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・ 審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

審査等のルールである「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業のホームページ (URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html) で確認してください。

(2) 審査結果の通知

特別研究員奨励費(外国人特別研究員)の採択結果については、研究代表者及び研究機関に通知します。交付内定等のスケジュールについては、[「Ⅱ 応募する方へ」](#)「[4 研究計画調書提出後のスケジュール\(予定\)](#)」及び[「Ⅲ 研究機関の方へ」](#)「[3 応募書類\(研究計画調書\)の提出等](#)」を参照してください。

Ⅱ 応募する方へ

1. 研究計画調書の作成

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案する場合には、実現可能性に十分留意してください。

研究計画調書は、日本学術振興会科研費電子申請システム（以下「科研費電子申請システム」という。）を利用して作成・提出（送信）してください。

（科研費電子申請システム URL：<https://www.shinsei.jps.go.jp/kaken/index.html>）

研究代表者は、研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスし、研究計画調書を作成してください。また、作成に当たっては、『別冊「令和 7（2025）年度科学研究費助成事業募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】（応募書類の様式・入力要領）」』に基づき、研究計画調書を作成してください。

研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出（送信）します。そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接、日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。また、紙媒体による応募は受理しません。）。

研究代表者は研究分担者である外国人特別研究員から「応募等に係る確認書」を徴し、研究代表者は所属する研究機関にこれを提出してください。ただし、外国人特別研究員が来日していない等の理由により、研究計画調書と同時に提出できない場合は、外国人特別研究員の来日後に速やかに所属研究機関へ提出することでも差し支えありません。

各受入研究機関から日本学術振興会への研究計画調書の提出期間は「[Ⅲ 研究機関の方へ](#)」「[3 応募書類（研究計画調書）の提出等](#)」を参照してください。

2. 作成に当たっての留意事項

- （1） 研究機関により承認・提出（送信）処理が行われた研究計画調書（PDF ファイル）については、日本学術振興会への提出（送信）期限後に修正等を行うことはできません。（「[Ⅲ 研究機関の方へ](#)」「[3 応募書類（研究計画調書）の提出等](#)」）
- （2） 例年、応募金額の誤入力が多数発生していますので、応募金額単位は千円単位（例：10 万円ならば 100 千円）であることに十分注意してください。
- （3） 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください。
（URL：<https://www.shinsei.jps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html#tebiki2>）
- （4） 経費については、「[Ⅰ 募集の内容](#)」「[8 経費](#)」を確認してください。なお、特別研究員奨励費では直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）を支出することはできません。

3. 個人情報の取扱い

研究計画調書に含まれる個人情報及び電子申請システムに登録した個人情報は、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad に提供します（e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。）。

なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額・研究期間等）については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 78 条第 2 項イに定める「知ることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報につ

いては、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。

これらの情報の取扱い（利用・提供・公開）について、十分御理解の上、研究者及び研究機関は応募手続を行ってください。

4. 研究計画調書提出後のスケジュール（予定）

特別研究員奨励費（外国人特別研究員）の採択結果については、科研費の審査を経た後、研究代表者及び研究機関に通知します。なお、**配分は10万円単位で行う予定です。**

以下には、現時点のスケジュールを掲載していますが、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて周知します。

提出後のスケジュール（予定）

		審査結果通知 交付内定	交付申請	交付決定	送金
1	新規研究課題 (第1回応募分)	4月下旬	5月中旬	6月下旬	7月中旬
2	新規研究課題 (第2回応募分)	7月中旬	8月上旬	9月上旬	9月下旬
3	新規研究課題 (第3回応募分)	10月上旬	10月中旬	11月上旬	11月下旬
4	新規研究課題 (第4回応募分)	11月中旬	12月上旬	12月下旬	1月中旬

※日付等については、1～4の交付決定までは令和7（2025）年。4の送金は令和8（2026）年。

※予算成立の状況等によっては、スケジュールが変更されることがあります。

※新規研究課題については、外国人特別研究員の採用期間が「採用期間開始時期」（「[I 募集の内容](#)」「[5 応募資格](#)」）の期間中に開始されなかった場合、変更後の採用期間開始日が令和7（2025）年11月30日以前であれば交付申請の留保の手続きを行うことで交付申請の辞退及び再度応募する手続きは不要となります。

ただし、変更後の採用期間開始日が令和7（2025）年12月1日以降であれば交付申請を辞退することになります。

※交付内定通知日以降で、かつ、外国人特別研究員の採用期間開始日以降に研究を開始し、必要な契約等を行うことができます。

5. 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者は、令和7（2025）年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、交付申請時に研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- 交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること
- 研究分担者（外国人特別研究員）から
 - ① 応募時までに、「当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「応募等に係る確認書」を徴し、所属研究機関に提出すること
 - ② 交付申請前までに、研究分担者（外国人特別研究員）が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

【研究分担者（外国人特別研究員）が行うべきこと】

- ・研究代表者に、「当該研究課題の交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「応募等に係る確認書」を提出すること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講し、その旨を研究代表者に報告すること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認し、その旨を研究代表者に報告すること

6. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (URL: <https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされていますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)

Web 問合せフォーム URL: <https://researchmap.jp/public/inquiry/>

Ⅲ 研究機関の方へ

1. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 応募対象者の確認及び募集要領の内容の周知

研究機関は、科研費電子申請システムメニューにある「該当者リスト」より、特別研究員奨励費（外国人特別研究員）の応募対象者の確認を行い、該当者に募集要領の内容の周知を行ってください（「Ⅲ 研究機関の方へ」「3 応募書類（研究計画調書）の提出等」参照）。

また、応募に係る事務を行う際は、各研究機関の外国人特別研究員事業担当者との連絡を密にし、応募漏れ等のないよう注意してください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告しなければなりません。

このため、「令和7（2025）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和7（2025）年度も研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和6年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm）の提出方法や様式等に基づき、**「体制整備等自己評価チェックリスト」を研究計画調書提出期間の最終日（注1）までに e-Rad を利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出してください。**ただし、令和6（2024）年4月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、**「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。**

（注1）研究計画調書提出期間は、応募時期ごとに定められていますので、最終日の日付については「Ⅲ 研究機関の方へ」「3 応募書類（研究計画調書）の提出等」（2）を参照してください。

（注2）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

< 問合せ先 >

（「体制整備等自己評価チェックリスト」の様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

e-mail：kenkyuhi@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

（e-Rad の利用について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

※ 電話受付時間 9:00～18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

URL：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ e-Rad の利用可能時間：0:00～24:00（24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。）

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「研究不正行為ガイドラ

イン」という。)の内容について遵守する必要がある、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出しなければなりません。

このため、「令和7(2025)年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和7(2025)年度も研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和6年度版)の提出について(依頼)」([URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html))の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を研究計画調査提出期間の最終日(注1)までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に提出してください。ただし、令和6(2024)年4月以降に別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、注意してください。

(注1) 研究計画調査提出期間は、応募時期ごとに定められていますので、最終日の日付については「[Ⅲ 研究機関の方へ](#)」「[3 応募書類\(研究計画調査\)の提出等](#)」(2)を参照してください。

(注2) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(「研究不正行為チェックリスト」の様式・提出等について)

※「体制整備等自己評価チェックリスト」の問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 研究公正推進室

電話：03-6734-3874

e-mail：jinken@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Radの利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060(ナビダイヤル)

※ 電話受付時間：9:00～18:00(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

URL：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ e-Radの利用可能時間：0:00～24:00(24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

(4) 「研究不正行為ガイドライン」に基づく「研究倫理教育」の実施等

新規研究課題の研究代表者及び研究分担者については交付申請前までに、令和7(2025)年度に継続が予定されている研究課題については支払請求前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])、APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範ー改訂版ー」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

そのため、各研究機関におかれては、「研究不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

(5) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近

年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

2. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと

（1）応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この募集要領に定める応募資格を有する者であることを確認してください。

なお、その際、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和7（2025）年度に科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

（2）研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この募集要領に定める「[I 募集の内容](#)」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

（3）応募等に係る確認書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者（外国人特別研究員）について、研究代表者が徴した「応募等に係る確認書」を確認してください。

「応募等に係る確認書」は、所属研究機関において保管してください。

3. 応募書類（研究計画調書）の提出等

（1）研究計画調書の確認及び提出

- ① e-Rad の ID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- ② 内容等に不備のない全ての研究計画調書（PDF ファイル）について承認・提出（送信）処理を行ってください。提出（送信）期限までに応募状況が「学振受付中」となったもののみ、日本学術振興会に提出されたこととなります。
- ③ 日本学術振興会に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）後、提出（送信）期限より前であれば、研究計画調書を引き戻し、必要に応じて訂正、再提出を行うことができます。ただし、提出（送信）期限当日は引き戻しを行わないようにしてください。アクセスが集中して期限までに再提出が完了できない場合があります。
- ④ 研究機関により承認・提出（送信）処理が行われた研究計画調書（PDF ファイル）については、提出（送信）期限より後に修正等を行うことはできません。

(2) 提出（送信）期間

応募時期	採用期間 開始時期	研究計画調書提出 (送信)期間 (※)	審査結果通知 交付内定 (予定)	交付申請 締切(予定)	交付決定 (予定)	送金 (予定)
第1回	4月1日～ 4月30日	1月22日(水)～ 2月19日(水)	4月下旬	5月中旬	6月下旬	7月中旬
第2回	5月1日～ 7月31日	5月7日(水)～ 6月3日(火)	7月中旬	8月上旬	9月上旬	9月下旬
第3回	8月1日～ 9月30日	7月30日(水)～ 8月26日(火)	10月上旬	10月中旬	11月上旬	11月下旬
第4回	10月1日～ 11月30日	9月8日(月)～ 10月7日(火)	11月中旬	12月上旬	12月下旬	1月中旬

※日付等については、第1回～第4回応募時期の交付決定までは令和7（2025）年。第4回応募時期の送金は令和8（2026）年。

※予算成立の状況等によっては、スケジュールが変更されることがあります。

※外国人特別研究員の採用期間が「採用期間開始時期」の期間中に開始されなかった場合、変更後の採用期間開始日が令和7（2025）年11月30日以前であれば交付申請の留保の手続きを行うことで交付申請の辞退及び再度応募する手続きは不要となります。

ただし、変更後の採用期間開始日が令和7（2025）年12月1日以降であれば交付申請を辞退することになります。

※交付内定通知日以降で、かつ、外国人特別研究員の採用期間開始日以降に研究を開始し、必要な契約等を行うことができます。

外国人特別研究員の採用期間開始日（外国人特別研究員が日本に到着する日。外国人特別研究員が既に日本に滞在している場合は、日本学術振興会に届け出た採用期間開始日。）が含まれる「採用期間開始時期」に対応した応募時期に応募してください。

なお、該当者リストに応募対象者が表示されていない場合は、各提出（送信）期間最終日の1週間前までに研究機関から日本学術振興会に連絡してください。特に、外国人特別研究員（一般）の第2回公募によって採用された応募対象者が、第3回の応募時期に応募を希望する場合は、該当者リストの追加取込みについて必ず連絡してください。

また、採用期間延長申請が認められた者で、令和7（2025）年度以降の特別研究員奨励費（外国人特別研究員）の内約額がない場合は、採用期間の延長が認められた日から最も近い応募時期に応募対象者の情報（該当者リスト）を電子申請システムに取り込む予定です。このため、採用期間の延長に係る申請を行う際には、研究費が実際に使用できる時期をあらかじめ考慮した上で申請してください。

送信期限：各提出（送信）期間最終日の午後4時30分（厳守）

※ いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

(3) 留意事項

- ① 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください(URL: <https://www-shinsei.jstps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html#tebiki2>)。
- ② **研究計画調書の提出（送信）期限より後に、研究計画調書の引き戻し、再提出等を行うことはできません。提出（送信）期限より後の応募期間や応募金額の誤りの訂正には一切応じることができませんので、提出（送信）前に十分確認してください。**

4. その他

(1) 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した研究機関の変更等の届出

次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規

IV 関連する留意事項等

1. 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム (*)	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム (*)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析）
研究支援基盤プログラム	コホート・生体試料支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html

2. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルールの範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）

URL:<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和 5 年 5 月 24 日改正)）

URL:https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

3. 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成 22(2010)年 6 月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、新学術領域研究（研究領域提案型）及び学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラ

インを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

5. 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成 24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター (URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>) が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖 (増幅) や凍結保存が可能なサンプル (植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの) で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

6. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、科研費で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用 (保存・提供) を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL:<https://nbrp.jp/resource/>

7. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏えいへの対処)

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。) に基づき輸出規制 (※ 1) が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※ 1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、一定の要件 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者 (特定類型 (※ 2) に該当する居住者を含む) に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提

供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、交付決定時までに、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
URL:<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))
URL:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

9. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍者の約3割程度が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げ

られるなど、各研究機関におけるR A（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R Aを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R Aに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生をR A等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生をR A等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

10. U R A等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、U R A等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やU R A、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するU R A等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、U R A研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

11. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、日本学術振興会では、学術の振興のため、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、令和5（2023）年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）（URL：<https://cheers.jstps.go.jp/>）をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

12. 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」プログラムについて

「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、科研費の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及推進の一環として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供することを目的として実施しています。

科研費により行われている学術研究を基礎として、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、研究者自身が分かりやすい形で直に伝えることにより、我が国の将来を担う小学5・6年生、中学生、高校生の科学的な好奇心を直に刺激して、ひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む体験型プログラムを、研究分野を問わず募集していますので、活用してください。

URL : <https://www.jsps.go.jp/hirameki/>

○科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文科告72・平13文科告133・平14文科告123・
平15文科告149・平16文科告68・平16文科告134・平17文科告1・平18文科告37・
平19文科告45・平20文科告64・平22文科告177・平23文科告93・平24文科告143・
平25文科告31・平28文科告73・平30文科告54・令 6 文科告49

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第一条 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した

使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第三条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間
 - 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
 - 一 基金助成金の不正使用を行つた者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 特定給付金の不正使用を行つた者
- 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
- 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
- 五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第八条 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第九条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第十条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第十一条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）がある場合にあっては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第十四条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対

し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第十六条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第十七条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第十八条 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第十九条 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

附 則 （昭和四三年十一月三〇日 文部省告示第三〇九号）

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

附 則 （昭和五六年一〇月一五 日 文部省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年十一月二 日 文部省告示第一二七号）

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

附 則 （昭和六十一年一二月二五 日 文部省告示第一五六号）

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一〇年三月一九 日 文部省告示第三五号）

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一一年五月一七 日 文部省告示第一一四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 （平成一二年一二月一 日 文部省告示第一八一号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年四月一九 日 文部科学省告示第七二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成一三年八月二 日 文部科学省告示第一三三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附 則 （平成一四年六月二八 日 文部科学省告示第一二三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一五年九月一二 日 文部科学省告示第一四九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十

月一日から施行する。

- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号）

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附 則 （平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。
ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行つた者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等をいい、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が

行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

- 4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附 則 （平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則 （平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日文部科学省告示第四九号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

参考 2

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領 （平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）

改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号
改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号
改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号
改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号
改正 令和 元年 6 月 6 日規程第 16 号
改正 令和 元年 9 月 5 日規程第 19 号
改正 令和 2 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正 令和 3 年 3 月 25 日規程第 7 号
改正 令和 4 年 3 月 18 日規程第 7 号
改正 令和 5 年 3 月 2 日規程第 2 号
改正 令和 6 年 3 月 27 日規程第 4 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年 4 月28日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 7 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的研究（開拓）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（B）、若手研究、研究活動スタート支援）
- 二 特設分野研究基金
- 三 国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、国際活動支援班、帰国発展研究）

四 特別研究促進費

五 特別研究員奨励費

- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第 1 号及び前 2 号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 5 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

（助成金の交付の対象）

- 第 4 条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。
- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を 1 年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、振興会が別に定めるところにより、産前産後の休暇若しくは育児休業を取得する場合又は振興会特別研究員が採用期間を中断する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1 年間を超えて、延長することができる。

(助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
 - 五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
- 4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

(計画調書)

第7条 助成金(国際共同研究加速基金(国際活動支援班)及び特別研究促進費を除く。以下次条から第9条までにおいて同じ。)の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 国際共同研究加速基金(国際活動支援班)又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金(国際活動支援班)又は特別研究促進費の助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第9条 前条第1項により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

- 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
- 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 12 条 助成金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

- 第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

- 第 14 条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

- 第 15 条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第 16 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第 14 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

- 第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電磁的方法による通知)

第 19 条 振興会は、助成金に係る通知を電磁的方法をもって行うことができる。

2 前項の通知は、研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、当該通知を受けるべき研究機関又は研究者に到達したものとみなす。

(電子申請等)

第 20 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 22 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 21 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項

二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法による提出)

第 22 条 電磁的方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係

る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

第 23 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておかなければならない。

(経理の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 25 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 26 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 27 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関（振興会特別研究員にあつては、所属又は研究に従事する研究機関）のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 3 振興会特別研究員は、第 1 項の規定にかかわらず、その資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第 28 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。
- 2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く助成金」とする。
- 4 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成 29 年規程第 12 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 66 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和元年規程第 16 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和元年規程第 19 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年規程第 4 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 4 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（令和 3 年規程第 7 号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年規程第7号）

この規程は、令和4年3月18日から施行する。

附則（令和5年規程第2号）

この規程は、令和5年3月6日から施行する。

附則（令和6年規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）

＜「特別研究員奨励費」（外国人特別研究員）＞

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する外国人研究者招へい事業により採用されている外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の「受入研究者」）及び研究分担者（外国人特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文科科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、運用方針、取扱要領及びこの交付条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【用語の定義】

1-2 この交付条件において、用語の定義は取扱要領第3条に定める定義に従うものとする。

【補助事業者の責務】

1-3 研究代表者及び研究分担者は、助成金が国民から徴収された税金等で賄われるものであることに留意し、助成金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【交付条件の写しの配付】

1-4 研究代表者は、研究分担者にこの交付条件の写しを配付するとともに、研究分担者も補助事業者として、適正化法第11条第1項の規定によりこの交付条件に従う義務を有することを説明しなければならない。

【研究機関による助成金の管理等】

1-5 研究代表者及び研究分担者は、所属し（「受入研究者」である研究代表者の場合）、及び研究に従事する（外国人特別研究員である研究分担者の場合）研究機関に、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って助成金の管理を行わせるとともに、この交付条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が当該研究機関を変更した場合も同様とする。

【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】

1-6 研究代表者及び研究分担者は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。

また、研究活動における不正使用、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）

若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。

2 直接経費の使用

【直接経費の公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の公正かつ効率的な使用に努めなければならない、他の用途への使用及びこの交付条件に違反する使用をしてはならない。

【直接経費の各費目の対象となる経費】

2-2 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。

物品費	物品を購入するための経費
旅費	研究代表者、研究分担者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）（ただし、外国人特別研究員に対し日当を支払うことはできない。）等
人件費・謝金	資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る。）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、児童生徒を含む一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）等

【助成金の支払請求】

2-3 研究代表者は、各年度に必要な経費について、各年度の3月1日までに様式F-2-1「支払請求書」により、日本学術振興会に助成金の支払請求を行わなければならない。

【研究・契約等の開始】

2-4 新たに採択された研究課題については、内定通知日以降で、かつ研究分担者である外国人特別研究員の採用期間開始日以降、研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。

【助成金の前倒し支払請求】

2-5 研究代表者は、各年度において、研究実施計画変更等に伴い、年度途中で助成金の前倒し支払を求める場合には、各年度の9月1日、12月1日までに様式F-3-1「前倒し支払請求書」により日本学術振興会に助成金の支払請求を行わなければならない。ただし、実質的な研究期間の短縮となる支払請求を行うことはできない。

【補助事業期間中における助成金の翌年度の使用】

2-6 研究代表者は、直接経費について、研究実施計画変更等に伴い未使用額が発生する場合には、翌年度に引き続き使用することができる。その際、「4-1」に規定する様式F-7-1「実施状況報告書（研究実施状況報告書）」により、翌年度における研究費の使用計画について報告しなければならない。

【使用の制限】

2-7 直接経費は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ 上記のほか、間接経費を使用することが適切な経費

【合算使用の制限】

2-8 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合又は1個の物品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 直接経費に、科研費以外の他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金及び間接経費等、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）
- ③ 直接経費に、複数の事業において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備の購入経費として使用する場合（ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。）
- ④ 直接経費に、他の科研費（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）を加えて、各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合（ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及び算出根拠等について明らかにしておくこと。）

【納品等及び支出の期限】

2-9 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業期間内に終了しなければならない。なお、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

【研究協力者の雇用】

2-10 研究協力者の雇用に当たっては、研究代表者及び研究分担者は、所属する研究機関に対して、研究機関を当事者とする勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約の締結をさせなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）

【変更できない事項】

3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。また、「3-5」、「3-6」、「3-8」又は「3-9」に規定する場合を除き、研究代表者を変更することはできない。さらに、補助事業期間を短縮することはできない。

【補助事業の廃止】

3-2 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式F-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、様式F-

6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【研究機関の変更】

3-3 研究代表者が所属し、研究分担者が研究に従事する研究機関を変更した場合には、様式F-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-4 研究代表者は、外国人特別研究員の「受入研究者」の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

3-5 外国人特別研究員の「受入研究者」の身分を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替により補助事業の継続を希望する場合には、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

3-6 研究代表者が欠けた場合において、研究分担者が、研究代表者を交替して補助事業の継続を希望する場合には、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究分担者（外国人特別研究員）の応募資格の喪失等】

3-7 研究代表者は、研究分担者が外国人特別研究員の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により、1年を超えて補助事業を中断する場合には「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。

3-8 外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関において次の要件を満たし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、それまで研究に従事していた研究機関において当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している

場合は除く。)

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

- 3-9 外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において「3-8」に定める要件を満たし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、新たな研究代表者は、様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【補助事業期間の延長】

- 3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、延長する年度において、研究代表者が外国人特別研究員の「受入研究者」の身分を有し、研究分担者が外国人特別研究員の身分を有する場合及び当該身分を有しなくなるまでに研究を完了できる場合に限り、研究計画最終年度の3月1日までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

なお、育児休業等の取得を理由として外国人特別研究員の採用を中断する場合には、「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。

【育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中断】

- 3-11 研究代表者は、研究分担者が育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、補助事業を再開するまでの間、所属する研究機関において適切に管理しなければならない。

【育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中断に伴う補助事業期間の延長】

- 3-12 研究代表者は、研究分担者が育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、補助事業期間は、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。

【軽微な変更】

- 3-13 交付申請書に記載の「各年度における直接経費の額」、「各年度における直接経費の費目別内訳」、「研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」については、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

【設備等の取扱】

- 3-14 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる図書にあっては、研究上の支障がなくなるときに）、所属する研

究機関に寄付しなければならない。ただし、図書を除く設備等について、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式F－15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。（延期することができる期間は、「3-8」又は「3-9」に規定する手続を経た場合を除き、研究分担者が、外国人特別研究員の身分を有しなくなるまでとする。）。

【利子及び為替差益の取扱】

3-15 研究代表者は、直接経費に関して生じた利子及び為替差益を、原則、所属する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-16 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

4 実施状況の報告

【実施状況報告書の提出】

4-1 研究代表者は、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、様式F－6－1「実施状況報告書（収支状況報告書）」及び様式F－7－1「実施状況報告書（研究実施状況報告書）」により、日本学術振興会に各年度の補助事業の実施状況を報告しなければならない（研究実施状況報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

5 実績の報告

【実績報告書の提出】

5-1 研究代表者は、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、様式F－6－2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F－7－2「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

6 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】

6-1 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C－19、様式C－41、様式F－19－1、様式F－19－2）又は「研究経過報告書」（様式C－21、様式C－42、様式F－21）を提出期限までに提出していない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

6-2 研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C－19、様式C－41、様式F－19－1、様式F－19－2）又は「研究経過報告書」（様式C－21、様式C－42、様式F－21）を提出期限までに提出していない場合には、研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

7 研究成果等の発表・活用

【研究成果の国際発信】

- 7-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、国際学術誌への学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議等での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めなければならない。

【研究成果発表における表示義務】

- 7-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。

【研究成果発表の報告】

- 7-3 研究代表者は、補助事業の成果について、研究計画最終年度の翌年度に様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」を提出した後に書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は産業財産権を取得した場合には、様式F-24「研究成果発表報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない（研究成果発表報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【国際活動の知見の提供】

- 7-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。

8 その他

【研究遂行状況の報告】

- 8-1 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

- 8-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。
- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
 - ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
 - ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）
 - ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

【科研費の審査等への協力】

- 8-3 研究代表者及び研究分担者は、科研費の審査委員選考に資する独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合には積極的に協力しなければならない。

【関係書類の整理・保管】

- 8-4 研究代表者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理するとともにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後 5 年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しなければならない。

V 問合せ先等

1 この募集要領に関する問合せは、**研究機関を通じて**、下記宛てに行ってください。

(1) 特別研究員奨励費の募集の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話：03-3263-0976, 0980

(2) 外国人特別研究員の手続等に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 人物交流課
電話：03-3263-3810

※(1)(2)共に、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く

(3) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）
受付時間：9：30～17：30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）
受付時間：9：00～18：00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※上記ナビダイヤルが利用できない場合
電話：03-6631-0622

<留意事項>

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト（URL：<https://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

(5) 「researchmap」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム URL：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

e-mail：kenkyuhi@mext.go.jp

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

電話：03-6734-3874

e-mail：jinken@mext.go.jp

(8) 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利

用に関すること：

文部科学省研究振興局学術研究推進課科学研究費係

電話：03-6734-4087

(9) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

(10) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物學研究所 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

(11) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局(大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)

電話：055-981-6809

(12) 「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

2 募集要領及び応募等に係る確認書の様式については、次のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/download.html